

「適切な経營業務管理の体制」について

(建設業法改正関係 令和2年10月1日施行)

従来の「経營業務の管理責任者」の要件が変更となりました。令和2年10月1日以降の許可申請(更新を含む)については、新しい要件が適用されますのでご注意ください。

<適切な経營業務管理の体制>

常勤役員等が下表①～⑤いずれかに該当すること

	経験期間 の地位	経験の内容	根拠法令	申請様式
①	経營業務の管理責任者	建設業の経営経験5年	7条1号イ(1)	様式第7号 及び 別紙
②	経營業務の管理責任者に準ずる地位	建設業の経營業務を管理した経験5年	7条1号イ(2)	
③		建設業の経營業務を補佐した経験6年	7条1号イ(3)	
④	役員等(又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者)	建設業の経営経験2年 を含む 建設業の役員等(又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理、又は業務運営の業務を担当する者に限る))としての業務経験5年	7条1号ロ(1) ※1 常勤役員等を直接に補佐する者を置くこと	様式第7号の2、 第2面、 第3面、 第4面 及び 別紙1、 別紙2
⑤	役員等	建設業の経営経験2年 を含む 役員等としての経営経験5年	7条1号ロ(2) ※1 常勤役員等を直接に補佐する者を置くこと	

※1 常勤役員等を直接に補佐する者として、財務管理、労務管理、業務運営の業務経験(許可を受けようとする建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における建設業の業務経験に限る)5年を有する者をそれぞれ置くこと(3業務兼務可)

<常勤役員等及び直接補佐者の確認資料>

従来の「経營業務の管理責任者」に準じて、次の確認書類の提出等が必要です。

- (1) 申請日現在における常勤性を確認できる書類
- (2) 申請日現在において常勤役員等及び直接補佐者の地位にあることを示す書類
- (3) 経験期間の地位及び経験の内容について確認できる書類